

きちんと確認！ あなたの固定資産



固定資産税は、1月1日現在の状況で、土地・家屋・償却資産の所有者に課税されます。

【納税通知書を送付します】

8年度の固定資産税納税通知書は、4月1日に発送予定です。納税通知書の土地・家屋課税明細をご覧ください、今年度の課税内容をお確かめください。

なお、お手元に届いた納税通知書は再発行できませんので、大切に保管してください。

【住宅用地は税負担が軽減されています】

住宅やアパートの敷地として使用されている土地は、土地・家屋課税明細に「住宅用地の特

例適用されています」と記載されており、土地の税金が軽減されています。

【次の場合はご連絡ください】

- ▷ 納税通知書に記載の課税内容が事実と異なる場合
- ▷ 住宅やアパートが建っているのに税金が軽減されていない場合
- ▷ 土地の利用状況や家屋の用途を変更した場合
- ▷ 家屋を新築・増築または取り壊した場合
- ▷ 登記をしていない家屋の名義人を変更した場合

固定資産税課

- ☎43-9234(土地について)
- 43-9241(家屋について)
- 43-9037(償却資産について)

4月の納付 【納期限】4/30

■納税相談

【夜間窓口】

4/21(火)17:00~19:30

【延長窓口】毎週(月)(金)

18:00まで ※(祝)を除く

固収納課

☎43-9173、43-9174、43-9175

自動音声・SMSによる納税案内

市税・国保税が納期限を過ぎてても未納となっている人に自動音声電話やSMSでお知らせします。



固収納課 ☎43-9174

福祉のバトンをつなぐ 民生委員・児童委員

固福祉政策課 ☎43-9258

民生委員・児童委員は、地域に暮らす福祉に関する「身近な相談役」で、行政などの専門機関への「つなぎ役」です。

市では、約500人の民生委員が各町内で活動しています。民生委員は3年に一度一斉改選があり、7年12月1日に、再任の人に加え、新たに77人が委嘱されました。

今回は、鮫地区で21年6か月にわたり民生委員を務め、一斉改選を機に退任された向谷地和子さんにお話を伺いました。



民生委員を退任して

民生委員を務めた21年の間、さまざまな相談を受けたこと、いろいろな出来事があったことが思い出されます。今は無事に任務を終えられたとほっとした気持ちもあり、活動を通じて学んだことや多くの人との出会いは、自分の財産になりました。

民生委員をやった良かったこと

民生委員の役割は、相談先につないであげることです。必要以上に入り込まず、あくまでも手助け・人助けを当たり前にしているという気持ちでやってきました。それでも「ありがとう」「助けられたよ」「楽しかったよ」と感謝されると、やってきて良かったと思います。

これからの活動

民生委員は退任しましたが、民生委員をサポートする「福祉協力員」や高齢者サロンの企画など、地域での福祉活動を続けていきます。これからも、楽しく元気に生活できる地域づくりをできる限りお手伝いしていきたいと思っています。



民生委員として地域のために活動してみたい人や福祉協力員として町内の民生委員を手伝いたい人、福祉の困り事で近くの民生委員を知りたい人など、お気軽にお問い合わせください。



詳しくはこちら